

# 2021 年度経営セミナー

## 経営のための会計講座②

### 会計の基礎知識

2021年6月19日

井関公認会計士事務所

# 1 損益計算の基本原則

## ① 費用・収益の認識

- 現金収入、現金支出が生じたときに収益・費用を認識する方法を現金主義と呼ぶ。しかし現金主義では正しい経営成績を損益計算書に示すことはできない。収益と費用を一對一で適切な期間損益として把握する為には発生主義会計でなければならない。

⇒ つまり、販売という事実が生じた時点で収益を認識し、消費という事実の発生に基づいて、費用を認識する。したがって、設備などの固定資産は購入時点で全額が費用計上されるのではなく、それが使用される期間(耐用年数)にわたって、減価償却費として每期費用計上される。仕入(商品)も、購入時点で全額が費用計上されるのではなく、販売された商品だけが費用計上されることになる。

- 例)
- ① 5/20 商品仕入として1,000万円 掛払にて購入(6月20日支払)
  - ② 5/20 機械装置 2,100万円で購入 支払は翌月6月30日である(定額法 耐用年数 5年)  
\* 定額法 : 毎年同じ金額を均等に減価償却
  - ③ 5/25 従業員に対して100万円の給料を支払った。
  - ④ 5/31 お客様に1,000万円の売上を掛にて販売(6月30日入金)  
\* 会社の儲け粗利 30%
  - ⑤ 6/20 ① の掛支払期日到来
  - ⑥ 6/30 ② の機械装置支払期日到来
  - ⑦ 6/30 ④ 掛売上の振込

\* 現金主義と発生主義の損益計算書への認識(仕訳)

(単位:万円)

	現金主義	発生主義	
5 月 度	① 仕訳なし	仕入 / 買掛金 1,000	* 買掛金 ⇒ 貸借対照表
	② 仕訳なし	機械装置 / 未払金 2,100 減価償却費 35 / 機械装置 35	* 機械装置・未払金⇒貸借対照表 * 2,100万/5年=420万/年 420万/12ヶ月*1ヶ月=35万
	③ 給料 / 現金 100	給料 / 現金 100	
	④ 仕訳なし	売掛金 / 売上高 1,000 商品 / 期末商品棚卸高(原価) 300	* 売掛金⇒貸借対照表 * 商品(在庫)⇒貸借対照表
6 月 度	⑤ 仕入 / 現金 1,000	買掛金 / 現金 1,000	
	⑥ 機械装置 / 現金 2,100	未払金 / 現金 2,100	
	⑦ 現金 / 売上高 1,000	現金 / 売掛金 1,000	

上記仕訳を損益計算書へ転記すると… \*ただし期間は5月度単月とする

現金主義		発生主義	
売上高	0	売上高	1,000
仕入(原価)	0	仕入(原価)	1,000
		期末商品棚卸高	▲ 300
<b>粗利額</b>	<b>0</b>	<b>粗利額(粗利率30%)</b>	<b>300</b>
給料	100	給料	100
減価償却費	0	減価償却費	35
経費合計	100	経費合計	135
<b>利益</b>	<b>▲ 100</b>	<b>利益</b>	<b>165</b>

貸借対照表			
現金	3,900	買掛金	1,000
売掛金	1,000	未払金	2,100
商品	300	借入金	500
機械装置	2,065	<b>負債合計</b>	<b>3,600</b>
		資本金	1,000
ゴルフ会員権	500	繰越利益	3,000
		当期利益	165
		<b>資本合計</b>	<b>4,165</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,765</b>	<b>負債・資本合計</b>	<b>7,765</b>

どちらが正しい経営成績を表しているか一目瞭然です！！

## 2 資産評価の基本原則

### ・ 資産の評価基準

- ① 取得原価基準 → 資産を取得した時点の価格を基に貸借対照表価額とする。
- ② 時価基準 → ある時点において貸借対照表価額を現在価額へ置き換え、時価が取得原価を上回れば評価益を損益計算書に計上する。逆の場合は評価損となる。

### ・ 原則として取得原価基準に従い、貸借対照表に記載される。

- 例) ・過去にゴルフ会員権を500万円(取得原価で計上中)で購入していた。  
 ・5/31 上記会員権を200万円(時価)で売却した。

仕訳) 現金 200 / ゴルフ会員権 500  
 資産売却損 300

会計上、適正な市場価格がある場合は時価で評価され、適正な市場がない場合は取得原価で評価する！

ただし、税務上では適正な市場がある場合もない場合も取得原価で評価する。

つまり税務上は会計で計上した評価損益はなかったものとして取り扱う事に注意！！

売上高	1,000
仕入(原価)	1,000
期末商品棚卸高	▲ 300
<b>粗利額(粗利率30%)</b>	<b>300</b>
給料	100
減価償却費	35
経費合計	135
<b>資産売却損</b>	<b>300</b>
<b>利益</b>	<b>▲ 135</b>

現金	4,100	買掛金	1,000
売掛金	1,000	未払金	2,100
商品	300	借入金	500
機械装置	2,065	<b>負債合計</b>	<b>3,600</b>
		資本金	1,000
		繰越利益	3,000
		うち当期利益	-135
		<b>資本合計</b>	<b>3,865</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,465</b>	<b>負債・資本合計</b>	<b>7,465</b>

不良資産の早期処分が  
筋肉質経営を実現します

健全な財務体質を目指し、  
美しい決算書を作りましょう

### 3 企業の諸形態

- ① 個人企業 個人で出資
- ② 組合企業 2名以上で共同で出資
- ③ 合名会社
- ④ 合資会社
- ⑤ 合同会社
- ⑥ 株式会社

#### 種類と特徴

種類	合名会社	合資会社	合同会社	株式会社
出資者の責任	全員が無限責任	一部が無限責任、 残りは有限責任	全員が有限責任	
出資者の人数	1人でも可	無限・有限 各1人以上	1人でも可	
出資内容	労働出資や信用出資も可能		金銭出資と現物出資のみ可能	
持ち株譲渡	他の出資者の全員の承認が必要			原則として自由

**有限責任** 出資者は出資した金額までの責任とし、  
会社が倒産した場合、出資金部分の放棄のみの責任となる

**無限責任** 出資者は会社が倒産した場合、個人の財産からも会社の債務について責任を負う

## 4 株式会社の設立

- ① 基本事項の決定  
発起人の設定  
↓  
商号、事業目的、資本金の額、役員構成、決算期等
- ② 定款作成  
定款 会社の設立と運営に関して出資者同士が合意した事項を記載した契約書  
↓  
公証人の認証を得る
- ③ 出資金の払込・株式の発行  
出資金の払込をし、株式を発行する  
↓  
定款に定めた発行可能株式数の4分の1以上を発行する
- ④ 登記書類の作成・登記申請  
登記に必要な書類を揃え、法務局へ申請する  
↓
- ⑤ 会社設立

株式を取得した者は株主となる。

- ・ 株主総会に出席して議決権を行使する権利
- ・ 利益の配当や残余財産の分配を受ける権利

※ 1株式につき1つずつ平等に与えられる

## 発行する株式の種類(参考)

優先株式	利益配分や残余財産の分配について、普通株式よりも優先的な地位を認められた株式 ※無議決権株式として発行される場合が多い
劣後株式	利益配分や残余財産の分配について、普通株式よりも不利な取り扱いを受ける株式 既存株主の利益を損なわずに資金調達する際発行される

## 株式会社の資本金

原則: 出資金の払い込みを受けた金額は、その全部を資本金とする  
会社法により、発行価格の2分の1までは資本金としないことが許容されている  
資本金に組み込まれない金額は株式払込剰余金とす呼ばれ、資本準備金の1項目として積み立てる

## 創立費と開業費

会社を成立させるには種々の支出が必要となる  
ex.) 定款作成費・登記費用等

創立費・開業費

...支出額の全部または一部を任意に償却する事が認められ、いつ、いかなるときに、いかなる金額を損金にするかは任意です!

### ① 創立費

上記のような費用を負担しなければ会社が法的に成立しない  
又、収益を得ることも出来ないためその支出の効果は会社の存続期間の全体に及ぶこととなる  
この場合には支出額をいったん創立費として資産に繰り延べる

### ② 開業費

会社は法的に成立した後も、営業を開始するまでの間に、開業準備のためさまざまな支出を行う  
こちらも資産に繰り延べる  
ex.) 建物賃貸料・広告費

## 5 企業の資金調達

自己資本と他人資本

### 貸借対照表

令和×1年4月1日

他人資本

A株式会社

(単位:万円)

資金の部	運用	流動資産		流動負債		負債の部
	当座預金	* * *	短期借入金	* * *		
	固定資産		固定負債			
	長期借入金		社債	* * *		
	繰延資産		転換社債	* * *		
	創立費	* * *	新株予約権付社債	* * *		
	開業費	* * *	株主資本			
資産合計	* * *	資本金	* * *			
		資本剰余金				
		資本準備金	* * *			
		(株式払込剰余金)				
		負債資本合計	* * *	資本の部		

自己資本



## 他人資本

株主以外からの資金の調達(返済を要する)

### ① 借入金

証書借入 借用証書を相手に渡し、利子を元金の支払期日に追加して後払いする

手形借入 振り出した約束手形を銀行に持ち込んで利息を差し引いた金額で買い取ってもらう

借入金のうち決算日から1年以内に返済期日が到来する金額は**短期借入金**として流動負債に分類し、1年を超える金額は**長期借入金**として固定負債に分類する。

### ② 社債

普通社債 購入者に対して満期日までに定期的に所定の利子を支払い、満期日までに額面を償還する

転換社債 普通社債の性質に加えて所有者が要求すれば一定の条件で株式に転換できる権利が付与された社債

新株予約権付社債 購入者が前もって決められた金額を払い込んで新株式を引き受ける権利が付与された社債

転換社債と新株予約権付き社債は新株予約権を付加して社債投資の魅力を高め、資金調達を促進する普通社債より低い利率で発行できる

## 自己資本

会社の資金＝株主からの出資金及び内部留保

※ 株主からの出資金は返済の必要がなく会社と運命を共にする

### ① 利益を出す

税引き後利益の蓄積が最も尊い資金調達

内部留保が会社を守る

### ② 新株発行による増資

取締役会の決議を経て発行株式数の範囲内で新株を発行する

株主割当           すでに株主となっている者に対して持株数に応じて優先的に権利を与えて行う  
時価よりかなり低く設定されることが多い

第三者割当       メインバンクや取引先など株主以外の第三者に権利を与える  
他の株主との不公平が生じないようにするために時価に近い金額とする  
株主総会の特別決議を経れば時価よりかなり低い金額で発行することができる

募集               公募増資とも呼ばれ、広く一般的に募集する  
時価発行増資とも呼ばれる

(桜井久勝・須田一幸著『財務会計・入門』より)